

# 日野都市計画地区計画の変更（日野市決定）

都市計画東町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	東町地区地区計画
位 置 ※	日野市日野本町五丁目、日野本町六丁目、日野本町七丁目及び大字日野各地内
面 積 ※	約 36.1 ha
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地の形成、整備を図る地区である。地区の北側には多摩川が流れ、水路と一体的に配置する公園や老人保健施設及びレクリエーション施設を適正に配置することで、みどりと水につつまれた潤いと健康のまちづくりを目指す。また、既存産業の操業環境を維持し、幹線道路沿道利用による店舗・産業の適正な誘導を行い、それらの機能と周辺住宅地とが調和した良好な環境の形成を図るとともに、事業効果の維持増進を図ることを目的とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>本地区を7つの地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>〔住 宅 地 区〕 低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を目指し、敷地の細分化を防止するとともに、ゆとりと潤いのある住宅地の形成及び保全を図る。また、地区内に教育施設を配置し、隣接する文化・レクリエーション地区と連携させることで地域コミュニティの維持向上を図る。</p> <p>〔沿道地区－1、－2〕 幹線道路沿道の利便性を活かし、広幅員道路に相応しい景観創出のため、土地の高度利用を促進し、中高層の住宅と商業・業務施設の調和した地区の形成を図る。</p> <p>〔沿 道 地 区 －3〕 後背の住宅地に配慮しつつ、比較的敷地規模の大きい中高層住宅の立地を誘導する。また、隣接する文化・レクリエーション地区の利便性の向上に寄与する商業・業務機能の誘導を図る。</p> <p>〔福 祉 施 設 地 区〕 老人保健施設等を適正に配置し、潤いと健康の地区形成を図る。</p> <p>〔文化・レクリエーション地区〕 市民の森スポーツ公園等との連続性及び一体利用による交流拠点としての機能を考慮しつつ、文化、スポーツ、レクリエーション等の機能を兼ね備えた（仮称）市民の森ふれあいホールを配置し、隣接する教育施設との連携による地域コミュニティの維持向上を図る。</p>

		<p><b>[産業・住宅地区]</b> 産業と住宅が調和する地区として、既存産業の操業環境を維持しつつ、周辺環境の保全と居住機能の確保を図る。</p> <p><b>[店舗地区]</b> JR日野駅から多摩都市モノレール甲州街道駅を結ぶ連続する路線型商業地として、商業・業務機能の活性化を図る。</p>																																																																																
地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により一体的に整備される道路、公園及び水路の維持、保全を図る。																																																																																
建築物等の整備の方針		良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。また、産業・住宅地区において工場を建設する場合は、騒音等周辺住宅地に与える影響に配慮し、隣接地に接する部分には植栽し、敷地内緑化に努める。																																																																																
その他当該区域における整備、開発及び保全に関する方針		地域の核となる仲田公園を基点として、多摩川緑地や堤防と一体化させたサイクリングロード等との連結を図るために歩道幅員の広い区画道路の整備を行う。また、(仮称)市民の森ふれあいホール敷地内に交流機能を持つ広幅員の遊歩道を配置し公園内の遊歩道とつなぐことにより、車道と分離された安全な歩行者動線を確保しつつ市民が交流できる空間をあわせて創出し、公園との一体利用を誘導する。																																																																																
地区整備計画	道路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>幅 員</th><th>延 長</th><th>備 考</th><th>名 称</th><th>幅 員</th><th>延 長</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画道路 1号※</td><td>15m</td><td>約164m</td><td>新設</td><td>区画道路 31号</td><td>6m</td><td>約83m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 2号※</td><td>10m</td><td>約89m</td><td>拡幅</td><td>区画道路 32号</td><td>6m</td><td>約215m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 3号※</td><td>9m</td><td>約206m</td><td>新設</td><td>区画道路 33号</td><td>6m</td><td>約40m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 4号※</td><td>9m</td><td>約349m</td><td>新設</td><td>区画道路 34号</td><td>6m</td><td>約165m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 5号※</td><td>9m</td><td>約395m</td><td>新設</td><td>区画道路 35号</td><td>6m</td><td>約165m</td><td>拡幅</td></tr> <tr> <td>区画道路 6号※</td><td>9m</td><td>約44m</td><td>拡幅</td><td>区画道路 36号</td><td>6m</td><td>約37m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 7号※</td><td>9m</td><td>約107m</td><td>拡幅</td><td>区画道路 37号</td><td>5m</td><td>約60m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 8号</td><td>6m</td><td>約217m</td><td>新設</td><td>区画道路 38号</td><td>5m</td><td>約74m</td><td>新設</td></tr> <tr> <td>区画道路 9号</td><td>6m</td><td>約252m</td><td>拡幅</td><td>区画道路 39号</td><td>5m</td><td>約62m</td><td>新設</td></tr> </tbody> </table>	名 称	幅 員	延 長	備 考	名 称	幅 員	延 長	備 考	区画道路 1号※	15m	約164m	新設	区画道路 31号	6m	約83m	新設	区画道路 2号※	10m	約89m	拡幅	区画道路 32号	6m	約215m	新設	区画道路 3号※	9m	約206m	新設	区画道路 33号	6m	約40m	新設	区画道路 4号※	9m	約349m	新設	区画道路 34号	6m	約165m	新設	区画道路 5号※	9m	約395m	新設	区画道路 35号	6m	約165m	拡幅	区画道路 6号※	9m	約44m	拡幅	区画道路 36号	6m	約37m	新設	区画道路 7号※	9m	約107m	拡幅	区画道路 37号	5m	約60m	新設	区画道路 8号	6m	約217m	新設	区画道路 38号	5m	約74m	新設	区画道路 9号	6m	約252m	拡幅	区画道路 39号	5m	約62m	新設
名 称	幅 員	延 長	備 考	名 称	幅 員	延 長	備 考																																																																											
区画道路 1号※	15m	約164m	新設	区画道路 31号	6m	約83m	新設																																																																											
区画道路 2号※	10m	約89m	拡幅	区画道路 32号	6m	約215m	新設																																																																											
区画道路 3号※	9m	約206m	新設	区画道路 33号	6m	約40m	新設																																																																											
区画道路 4号※	9m	約349m	新設	区画道路 34号	6m	約165m	新設																																																																											
区画道路 5号※	9m	約395m	新設	区画道路 35号	6m	約165m	拡幅																																																																											
区画道路 6号※	9m	約44m	拡幅	区画道路 36号	6m	約37m	新設																																																																											
区画道路 7号※	9m	約107m	拡幅	区画道路 37号	5m	約60m	新設																																																																											
区画道路 8号	6m	約217m	新設	区画道路 38号	5m	約74m	新設																																																																											
区画道路 9号	6m	約252m	拡幅	区画道路 39号	5m	約62m	新設																																																																											

地区施設の配置及び規模備計画	地区道路	区画道路 10号	6 m	約 58 m	新設	区画道路 40号	5 m	約 67 m	拡幅
		区画道路 11号	6 m	約 115 m	新設	区画道路 41号	5 m	約 72 m	新設
		区画道路 12号	6 m	約 94 m	新設	区画道路 42号	5 m	約 64 m	新設
		区画道路 13号	6 m	約 193 m	新設	区画道路 43号	5 m	約 57 m	既設
		区画道路 14号	6 m	約 66 m	既設	区画道路 44号	5 m	約 71 m	新設
		区画道路 15号	6 m	約 163 m	新設	区画道路 45号	5 m	約 71 m	拡幅
		区画道路 16号	6 m	約 71 m	既設	区画道路 46号	5 m	約 83 m	新設
		区画道路 17号	6 m	約 28 m	新設	区画道路 47号	5 m	約 74 m	新設
		区画道路 18号	6 m	約 187 m	新設	区画道路 48号	5 m	約 67 m	新設
		区画道路 19号	6 m	約 41 m	新設	区画道路 49号	5 m	約 82 m	新設
		区画道路 20号	6 m	約 194 m	新設	区画道路 50号	5 m	約 58 m	新設
		区画道路 21号	6 m	約 19 m	新設	区画道路 51号	5 m	約 45 m	新設
		区画道路 22号	6 m	約 89 m	新設	区画道路 52号	5 m	約 33 m	既設
		区画道路 23号	6 m	約 37 m	新設	区画道路 53号	5 m	約 176 m	新設
		区画道路 24号	6 m	約 67 m	新設	区画道路 54号	5 m	約 26 m	新設
		区画道路 25号	6 m	約 83 m	新設	区画道路 55号	5 m	約 32 m	既設
		区画道路 26号	6 m	約 331 m	新設	区画道路 56号	5 m	約 203 m	拡幅
		区画道路 27号	6 m	約 249 m	新設	区画道路 57号	5 m	約 80 m	新設
		区画道路 28号	6 m	約 83 m	拡幅	区画道路 58号	5 m	約 81 m	新設
		区画道路 29号	6 m	約 38 m	拡幅	区画道路 59号※	9 m	約 129 m	新設

			区画道路 30号		6m	約335m		新設						
地区の区分	名 称	住 宅 地 区	沿道地区 — 1	沿道地区 — 2	沿道地区 — 3	福祉施設 地 区	文化・レクリエーション地区	産業・住宅 地区— 1	産業・住宅 地区— 2	産業・住宅 地区— 3	店舗地区 — 1	店舗地区 — 2		
	面 積	約 13.3ha	約 8.1ha	約 0.3ha	約 0.8ha	約 0.6ha	約 3.0ha	約 8.0ha	約 0.2ha	約 0.1ha	約 1.5ha	約 0.2ha		
建築物等の用途の制限※			次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 兼用住宅で出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する畳屋又は建具屋 2 公衆浴場			次に掲げる建築物は建築してはならない。 住宅(長屋を除く。)			次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 老人保健施設 2 上記の建築物に附属するもの			次に各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第6項第5号の店舗の用に供するもの		
地 区 整 備 計 画	建築物の容積率の最高限度※	当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度	10／10	20／10	—	20／10	20／10	—	20／10	—	—	—		

地区整備計画	建築物等に 関する事項	公共施設の 整備の状況 に応じた容 積率の最高 限度	8／10	8／10		8／10	8／10	8／10	8／10	8／10		
	建築物の敷地面積 の最低限度		120m <sup>2</sup>		130m <sup>2</sup>		200m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>		120m <sup>2</sup>	150m <sup>2</sup>

壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さ2.3m以下であるもの</p> <p>3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さ2.3m以下であるもの</p> <p>3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は敷地面積が10,000m<sup>2</sup>未満にあって0.6m以上、敷地面積が10,000m<sup>2</sup>以上は1.0m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さ2.3m以下であるもの</p> <p>3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p>	
----------	---	---	---	--

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>壁面の位置の制限</p> <p>かつ、床面積の合計が<math>5\text{ m}^2</math>以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さ<math>2.3\text{ m}</math>以下であるもの</p> <p>3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が<math>3\text{ m}</math>以下であるもの</p>		
	建築物等の高さの最低限度			7m。ただし物置その他これに類する用途に供する建築物は、この限りでない。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		
		<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着きのある色調とする。</p> <p>2 屋外公告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。</p>		
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路・水路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は生垣又はフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。</p> <p>道路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は生垣又はフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。</p>	<p>敷地面積10,000m<sup>2</sup>以上の敷地に工場を建築するときは、周辺住宅地の居住環境を確保するため隣接地に接する部分に植栽し、緑化を進め良好な環境づくりを図る。</p>

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。」

※は知事同意事項

理由：地域交流の拠点となる（仮称）市民の森ふれあいホールと仲田公園の一体利用を図るため、地区計画を変更する。